

令和6年10月17日

2024 自治労現業・公企統一闘争に関する要求に対する回答  
(学校職員労働組合)

- 教育委員会事務局 -

番号	1
項目	<p>労使関係について「労使対等の原則」「労使自治の原則」「相互不介入の原則」「相互理解の原則」等にもとづき労働組合法をはじめとしたあらゆる関係諸法令を遵守すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>良好な労使関係を構築していくためには、労働基準法などの関係諸法令や本市の条例等について、労使対等の立場で双方が遵守していくことが必要であると認識しております。</p> <p>大阪市労使関係に関する条例第3条並びに平成25年3月22日に双方で合意しました「確認書」に基づく交渉事項につきましては、労使合意に向けた十分な期間の確保に努めるとともに、誠意をもって交渉してまいりたいと存じます</p>	
担当	教育委員会事務局 教職員給与・厚生担当（制度G）

番号	2 (文言変更)
項目	<p>管理作業員職場において自治体直営を基本とし業務実態に基づく適正な要員配置を行うこと。単数配置職場においては現場実情を十分把握し適正な要員配置を行うこと。また、<u>すべての勤務労働条件の変更について労使合意を基本に十分な交渉・協議を行うこと。</u></p>
<p>(下線部のみ回答) ※斜字は管理運営事項</p> <p>管理作業員の勤務労働条件につきましては、平成19年5月16日付け教委校(全)第19号「管理作業員の標準的な職務内容について」において通知しています。</p> <p>要員配置につきましては、厳しい財政状況や他都市の状況と比較・検討した結果、さらなる見直しを求められていることから、学校園については1名を基本とした単数配置への見直しに順次着手しております。1名配置とした時の職務内容につきましては、令和6年3月12日付け事務連絡「管理作業員の単数配置に伴う学校環境整備業務について」において、管理作業員を配置している全学校園へ通知しています。</p> <p>今後、職員の高齢化や単数配置への見直しが進む状況を鑑み、単数配置校での支援業務等の活用を柔軟に対応できるよう検討、検証してまいりたいと存じます。</p> <p>教育委員会といたしましては、子どもたちが安心して快適に過ごせる教育環境整備について直営を基本とした姿勢をふまえつつ、行政責任を明確にするとともに、今後とも単数配置校等の実情を把握し、管理作業員が職務を効率的・効果的に行うことができるよう業務執行体制を構築してまいりたいと存じます。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 (管理G)

番号	3 (文言変更)
項目	<p>「労働基準法」および「労働安全衛生法」を遵守し、労働安全衛生管理体制の充実・強化を図り、公務災害・労働災害を一掃するための対策を講じること。</p> <p>また、職員一人ひとりの心の健康の保持増進ならびに職場環境の改善に向けてのとりくみの充実をはかること。</p> <p>あわせて、労働安全衛生対策に関する予算の確保をはかること。</p>
<p>(回答)</p> <p>教育委員会では、職場における事故や災害を未然に防止し、管理作業員の安全と健康を確保するため「大阪市管理作業員労働安全衛生委員会」(以下「労働安全衛生委員会」という。)を設置し定期的に開催することで、安全衛生体制の機能強化を図っております。</p> <p>管理監督者である校園長に対しても、学校園に勤務する教職員の健康と安全を確保し、快適な職場環境の形成を促進するという責務と役割があることから、公務災害の防止に向けて学校園での安全確保に努めるよう周知・指示しているところです。</p> <p>しかしながら、毎年依然として災害が発生しており、今年度発生した公務災害の中には公務災害防止対策を推進する立場にある主任が被災する事案も発生しております。</p> <p>とりわけ、公務災害防止対策を推進する立場にある主任が被災する事案については、公務災害を一掃していくうえで、重要な問題であると認識しており、管理監督者である校園長及び現業管理体制を通じ、発生原因に応じた再発防止策を講じたうえで、各級主任に説明・周知を行うことで、主任の役割を再認識させ、安全に関する知識を向上させることにより、主任として、公務災害防止対策の推進を実践できるように努めてまいります。</p> <p>公務災害を防止し、労働安全体制の機能強化を図るためには職員研修・主任研修での知識の習得が重要と考えており、とりわけ主任研修においては、各級主任が公務災害防止対策の推進の役割を認識し遂行できるような内容となるよう研修を実施してまいります。</p> <p>研修を通じて、安全に関する知識を高め、公務災害・通勤災害を現場から一掃できるよう、研修内容のさらなる充実に努めてまいりたいと存じます。</p> <p>また、公務災害の再発防止策に向けた改善策の周知等、現業管理体制を通じて各職場に周知徹底を図り、公務災害の予防に努めてまいりたいと存じます。</p> <p>公務災害の防止に向け、平成21年12月に「安全作業の手引」を発行し令和6年4月には、屋上作業及び電動工具等使用時における注意点等を追記し改訂を行い学校園へ周知してきたところです。引き続き管理作業員が安全に業務を進めることができるように、随時、改訂作業を行うよう取り組んでまいりたいと存じます。</p> <p>今後とも、労働安全衛生法等に基づき、「労働安全衛生委員会」で調査・審議を行い、安全衛生管理体制の充実強化、公務災害防止、安全と健康の維持・確保に向けた取組みを進めてまいりたいと存じます。</p>	

メンタルヘルス対策については、労働安全衛生上の非常に重要な課題と認識しており、「大阪市教職員心の健康づくり指針」を策定し、職員一人ひとりの心の健康の保持増進ならびに職場環境の改善にむけて、各学校園の実態に即した形で、積極的に取り組んでおります。

具体的には、ストレスチェック、外部相談窓口（「ハラスメント・メンタルヘルス相談窓口」）の設置、セルフケアの充実や職場環境改善のための「こころの健康講習会」、また心理職が学校園を訪問し、メンタルヘルスケアについての相談に応じ、各学校園の安全衛生委員会の効果的な活用による職場環境改善への助言を行うことで、学校園でのメンタルヘルス対策を推進する「安全衛生サポート事業」を展開しております。

ストレスチェックの実施においては積極的に受検奨励を行い、個人のメンタルヘルス不調への気づきを促すとともに、職場ごとの集団分析結果を各校園長に返却し、職場環境改善への活用を促しております。

また、メンタルヘルス不調により休職に至った教職員に対しては、円滑な職場復帰と就業継続のための復職支援を行っております。支援に際し、休業から復帰までの標準的復職プログラムを示した「復職の手引き」を作成し、職場復帰支援の手順、内容及び関係者の役割等を定めています。

引き続き、メンタルヘルス対策の充実について努めてまいります。

なお、労働安全衛生対策に関する予算確保については、予算の編成に関する事項であり管理運営事項となりますが、管理作業員の安全が確保できるよう取り組んでまいります。

担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当（福利G）
----	------------------------------

番号	4 (文言変更)
項目	<p>定年延長における高齢期職員の働き方について労働安全衛生の観点からも労使で十分に協議を行い、65歳まで安全で安心して働き続けられる職場環境を整備すること。 また、再任用職員については職場実態に応じ適正に配置すること。</p>
<p>(回答) ※斜字は管理運営事項</p> <p>定年延長に伴う諸制度において、給料月額については、人事院の「意見の申出」を踏まえ、民間の実状等を考慮して、当分の間、60歳に達した日後(のち)における最初の4月1日以後、「7割水準」となります。</p> <p>また、高齢者部分休業や定年前再任用短時間勤務制度を導入するとともに、現行の再任用制度についても、定年の段階的な引上げ期間中において暫定的に存置することで、高齢期の働き方の選択肢の幅を広げることとしております。</p> <p>本制度の運用における諸課題については、「大阪市労使間関係に関する条例」に基づき、引き続き誠意をもって対応してまいりたいと存じます。</p> <p>労働安全衛生の観点からも、管理作業員の高年齢化については認識しており、加齢に伴う公務災害の発生も懸念されることから、今年度を実施した全体研修においても、腸活やストレッチ等、自身の健康を守るための研修を実施してきたところです。また、全国労働衛生週間の取組においても体力チェックを実施し、加齢に伴う公務災害発生防止に向けて取り組んできたところです。職場環境の整備につきましても、関係課と連携を図りながら研究してまいりたいと存じます。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 (制度G)</p> <p>教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 (福利G)</p> <p>教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 (管理G)</p>

番号	8
項目	災害発生時の避難拠点となる学校園施設における管理作業員の役割を明確にすること。
<p>(回答)</p> <p>教育委員会といたしまして、平成 30 年 1 月 9 日付教委校（全）第 46 号を通知し、自校園の「大規模災害時初期対応マニュアル」の作成を各校園長に指示しており、各校園で作成する「大規模災害時初期対応マニュアル」では全教職員の役割分担等を明記することとしております。</p> <p>各学校園においては、災害発生時について管理作業員を含めた教職員の力が十分に発揮できるよう、必要な体制・対策の構築に努めているところです。また、災害時における勤務労働条件につきましては、十分な労使協議を行ってまいりたいと存じます。</p>	
担当	教育委員会事務局 総務部 総務課（総務G） 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当（管理G）

番号	9
項目	<p>学校現業労働者に対する職業差別を撤廃し、賃金労働条件をはじめ、あらゆる差別的な制度を廃止および改善をはかること。</p>
<p>(回答)</p> <p>本要求の趣旨につきましては、きわめて重要なことであると認識しているところです。</p> <p>学校園には、様々な職種の方々が勤務されており、子どもたち、学校教育の充実のために、それぞれの役割を果たされているところであります。</p> <p>私どもとして、研修の実施やあらゆる機会を通じて、今後も指導・啓発に努めるとともに、学校教育の更なる充実をはかるため、管理作業員等、皆様方の担っている役割、職務等について、特に、学校管理職に対して、より一層の徹底を図ってまいりたいと存じます。</p> <p>制度の廃止・改善にあたり、賃金・勤務労働条件等、交渉に関する事項につきましては、市全体の動向を見ながら、誠意をもって交渉してまいりたいと存じます。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当（制度G）</p> <p>教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当（管理G）</p>